

# 令和3年度 地域コミュニティ形成等支援業務委託 仕様書

## 1 目的

本委託は、川崎市総合計画、行財政改革プログラム、区役所改革の基本方針、協働・連携の基本方針、地域包括ケアシステム推進ビジョン及びこれからのコミュニティ施策の基本的考え方等を踏まえ、現在の少子高齢社会や将来の人口減少社会を見据えた地域のつながりやコミュニティづくりに向け、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」など社会状況の変化を踏まえ、地域のことをよく知り、地域をコーディネートする能力や協働のマインドを持つ職員の育成を図ることを目的として、区役所職員等を対象に研修を行うものである。

## 2 履行期間

契約締結日から令和4年3月11日まで

## 3 委託概要

区役所職員等を対象に、地域のつながりやコミュニティづくりに向けて、地域の現状把握や市民との対話、人と人のつながり方やその仕組みのデザインなど地域をコーディネートするのに必要な知識やスキルの向上を図ることを目的に、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」など社会状況の変化による地域の実情を踏まえ、地域をコーディネートするのに備えるべき基礎を確実に学べる研修（基礎研修）と、より質の高い地域コーディネートを発揮するために、実践的な知識と技術を学べる研修（ステップアップ研修）を実施する。

### (1) 対象職員

- ア 原則として係長級以下の職員
- イ 基礎研修は100名程度、ステップアップ研修は30名程度

### (2) 実施場所

川崎市内の会議室等(契約後に協議)

### (3) 実施回数

- ア 研修効果の発揮に適切な回数
- イ 基礎研修+ステップアップ研修 合計5回以上

### (4) 留意事項

- ア 基礎研修及びステップアップ研修ともに、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」など社会状況の変化による地域の実情を踏まえた研修内容とすること。
- イ ステップアップ研修受講者の到達目標レベルは、地域のつながりやコミュニティづくりに向けたプロセスの提案、「協働のまちづくり」や「地域コーディネート」等について他の職員へのレクチャー、各局区で実施するワークショップ等におけるテーブルファシリテーターなどができるようにすること。
- ウ 受講者から実際に担当する市民協働の取組について、講師が個別に相談を受け付ける時間を別途設けること。(6件程度×各30分程度)
- エ 研修実施に必要な物品・機器等は受託者が用意すること。

オ 翌年度以降の本研修の方向性について提案をおこなうこと。

カ 研修実施の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止等に配慮すること。

#### 4 仕様書の適用

本委託業務の履行にあたっては、本仕様書に従い履行することを原則とする。

#### 5 業務実施に伴う担当者

(1) 受託者は、研修の実施に当たっては、効果的に実施するため、相当の経験を有する講師を配置すること。

(2) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の担当者を配置すること。

(3) 受託者は、業務に従事する担当者の氏名・職種・学歴及び業務実績を明記した書面の提出をもって、本市の承認を得ること。

#### 6 参考図書との貸与

本市は、業務に必要な関係資料を貸与するものとする。

貸与する資料については、受託者の借用書又は議事録等の書面にて明確にし、紛失等の事故が絶対にならないようにすること。

また、貸与資料の情報については、第三者に一切漏らしてはならない。

#### 7 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者との協議により解決するものとする。

#### 8 打合せ協議

委託者と受託者との打合せは、個々の研修の前後に行うことを基本に、必要に応じて双方の発意により適宜実施することとする。

なお、打合せ協議を実施した際は、記録を作成し、協議後、速やかに本市に提出する。

#### 9 報告書等の作成

本委託業務については、報告書を電子データ(Microsoft-word形式。図はPDF及びJPG形式)で作成し納品することとする。作成時に校正を3回以上行うこととする。

なお、報告書には、令和4年度以降の本研修への提案を記載するものとする。提案にあたっては、平成28年から実施している本研修の内容及び結果等を踏まえ、本研修の方向性や職員研修のあり方について記載するものとする。

なお、庁内調整への支援のために本市へ提出した資料及び打合せ摘録については、原則として報告書に綴るものとする。

#### 10 その他

(1) 経費の負担

機材や消耗品の調達費、資料印刷代、参加者への謝礼など業務に必要な経費は受託者の負担とする。

(2) 著作権、所有権

報告書等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、報告書等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有することとする。

(3) その他

当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。